

ヘントの和平とオランイエ公ウイレム

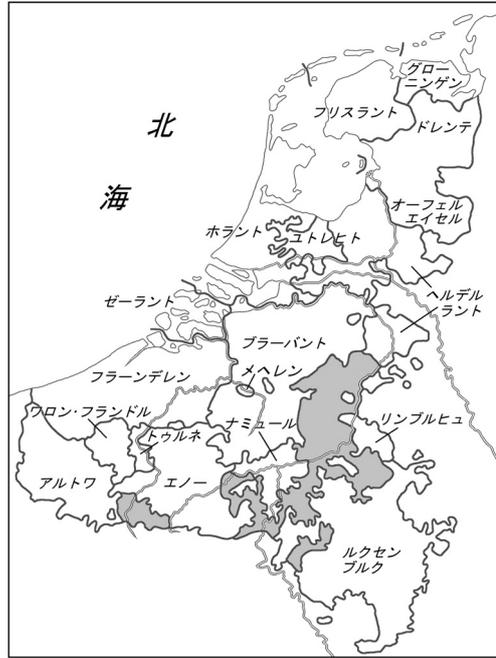
櫻 田 美津夫

はじめに

ベルギーのオースト・フラインデレン州の州都ヘント市は、ルターの宗教改革と対決したハプスブルク家の神聖ローマ皇帝カール五世（スペイン王としてはカルロス一世）の生誕地として有名である。そのカール五世から長子フェリーペ二世が受け継いだ世襲の領土である低地諸州（*Nederlanden* 現在のベネルクス三国にほぼ相当）は、フェリーペの中心的支配領域であるスペインおよび地中海世界から切り離された特殊な位置を占めていた。「ヘントの和平」とは、その国王フェリーペに対する「低地諸州の反乱」（オランダ独立戦争の前半）のさなかの一五七六年一月に調印された一種の講和条約であった。

この条約の目的は、低地諸州のうち、王権に反抗しスペイン国王軍の武力攻撃を受けている北西部のホラント州およびゼーラント州と、王権に従順な、つまり国王軍に出撃基地を提供しているその他の諸州との内乱状態に終止符を

16世紀中頃の低地諸州



出典：A. Th. van Deursen en H. de Schepper, *Willem van Oranje*, Weesp en Tiel, 1984, blz. 8 を基に筆者作成

撃をはね返し続けてきた。

スペイン軍が駐留し生活の糧を得ていたのが、スペイン王権とローマ・カトリック教会にあくまでも忠実な南部諸州であった。反乱二州との戦いは、軍需から利益を得られる一面があったとはいえ、しだいにこれら従順諸州にとって重い負担になっていった。戦争で支出がふえるのに、敵対する反乱二州の海軍が主要な通商路、なかでも大河川の河口部を封鎖していたので、南部諸州は経済的打撃を被っていた。それゆえ、一五七六年に戦争の被害が直接南部にも及んできたとき、その南部諸州のなかから、北部の反乱二州と和を結び、戦闘状態を終わらせようとする気運が自

打つことであった。反乱の全期間を通じてただ一度だけ、低地諸州の大半が戦争停止という大目的を共有して一致団結したのである。低地諸州の上級貴族のなかで、ほぼ一人だけ最初から反乱側に立ち、その指導者の地位にあったのがオランジェ公ウイレム（一五三三〜八四）である。彼は、一五七二年以降、かつて州総督（州における国王代理）を務めていたホラント、ゼーラント両州の州議会（身分制議会）から改めて州総督と認められ、規律と組織力にすぐれたカルヴァン派のプロテスタントを同盟者として、スペイン軍の攻

ずと強まってきた。その中心になったブラーバント州、フラーンデレン州、エノー州などの和平推進派の上級貴族や高位聖職者は、オランイエにも協議への参加と支援を求めた。わずか二州のみを足場に孤立した戦いを強いられてきたオランイエは、もともと交渉による危機打開の道も真剣に模索していたので、この求めにただちに応じた。

そしてオランイエは、実際に「ヘントの和平」が成立したあとの一時期には、低地諸州全体の最高指導者と呼び得るような地位にまでのぼりつめる。しかし、和平体制が樹立された直後から至るところで噴き出してくる利害衝突、内部抗争などを和らげようと懸命に努めたものの、最終的には、北西部を中心とする反乱勢力と、南部および北東部周縁の王権支持勢力とに低地諸州が再分裂するのをくい止めることはできなかった。

一五七〇年代中頃、戦争終結の見通しがつかないなかで、方々に飛び火する戦禍を何としても阻止しようとする多様な「和平探求者」(vrede-maker, peacemaker)たちの苦心の試行錯誤、そしてその成果としての「ヘントの和平」の成立、さらにこの好ましい協力体制が短期間で崩れ去っていく過程——それらを主にオランイエを中心に置いて詳らかにしていくことが本稿の狙いである。

「ヘントの和平」関連文献については、四百周年に当たる一九七六年に、決定版というべき記念論文集が出版され、⁽¹⁾オランダの複数の歴史専門誌に有益な論文が少なからず発表された。⁽²⁾ごくわずかな邦語文献のうちの一つは、そのオランダ史学界の動向を要約したものである。⁽³⁾オランイエ公ウィレムについては、過去の三つの拙論⁽⁴⁾で使用した種々の関連文献が引き続き下敷きとなっている。

では、「低地諸州の反乱」の指導者オランイエ公ウィレムの「ヘントの和平」をめぐる奮闘・栄光・挫折の過程を、以下に綴っていくことにしよう。

第二章 ヘントの和平成立まで

ブレダー和平交渉以降

本稿の前編に当たたる拙論（二〇一九年）でも述べたように、スペイン宮廷内の強硬派を代表する、執政（低地諸州全体における国王代理）アルバ公フェルナンド・アルバレス・デ・トレドによる容赦ない弾圧政策は、低地諸州の「謀反」を短期間で終息させることを意図したものだだったが、低地諸州住民の予想外の粘り強い抵抗に会って失敗に終わった。そのためフェリーペ二世は、地中海域における対オスマン・トルコ戦争との二正面作戦を強いられる結果になった。アルバが解任されたあと、執政職を継いだのは、アルバよりは穏健とされるドン・ルイス・デ・レケセスであった。彼はブリュッセルの中央政府から、オランイエを頭とするホラント、ゼーラントの反乱勢力との闘いを指揮していく。

スペイン政府の軍資金不足もあり、レケセスは武力ではなく交渉による問題解決も排除しなかった。ここからは前稿と内容が重複するが、念のため再確認しておこう。レケセスは早くも一五七四年末に、レーフェン（ルーヴァン）大学の法学教授エルベルトゥス・レオニヌス（本名エルベルト・デ・レーウ、一五二〇〜九八）をオランイエのもとに派遣した。オランイエと以前から面識がある同教授に和平交渉の可能性を探らせるためであった。オランイエとレオニヌスとともに穏健な宗教観をもち、政治問題についても意見が一致したが、レオニヌスの報告を聴いたレケセスは、主張の開きが大きすぎて交渉妥結の見込みはきわめて薄いと悟った。

それでも、フェリーペの従弟に当たる神聖ローマ皇帝マクシミリアン二世の仲介もあって、一五七五年三月、反乱

側と執政側のそれぞれの代表がブラーバント州のブレダー（もともとオランイエの先祖代々の居城があった）に会し、和平交渉が始まった。執政側の代表団のなかには先のレオニヌスも含まれていた。反乱側が要求したのは、①スペイン軍を低地諸州から撤退させること、②各州議会の代表からなる全国議会（Staten-Generaal）を開き、平和回復の方法を討議すること、③その全国議会に王と共同の決定権を認めること、などであった。他方レケセンス側は、特権の回復、一般的大赦、没収された土地の返還などを約束し、最終的にはスペイン軍の撤退にも応じたが、その代わりに、反乱側も武装解除すること、異端の信仰にとどまりたい者は財産を換金して国を出ていくことを要求した^⑤。互いの要求はほぼ真つ向から対立し、交渉は七月までで打ち切りとなった。

執政側は、ホラントおよびゼーラントの「異端者」（プロテスタント）に何らかの信仰の自由を認めることを終始一貫拒否していた。交渉に携わったレオニヌスに対し、国務評議会（上級貴族からなり執政を補佐する会議）の成員であったスペイン人、イェロニモ・デ・ローダは、「あれほど異端者と交わったのだから、徹底的な罪の許しの儀式を受けるべきだ」と述べたとされるが、これはスペイン人カトリック教徒の真情を表した言葉といえるだろう。だが、低地諸州のカトリック教徒の多くは、プロテスタントに対しいくぶん穏健な態度をとっていた。

レケセンスはアルバと手法が異なるとはいえ、フェリーペ二世の忠実な代理人として、宗教上の譲歩には反対であった。そしてフェリーペ自身はといえば、「宗教的原則を常識よりも上位に置く」カトリック至上主義者だったのである。これは、王自身の気質に由来するだけでなく、王が生まれ育ったイベリア半島の地理的位置とその歴史的経験が背景にあったからでもあろう。ともかく、ブレダーの和平交渉は失敗に終わった。反乱側と国王政府側とのあいだには種々の障碍物が横たわっていたが、そのうち最大のものとは宗教問題であった。

ところが、ここに二つの偶発的事件が発生する。一五七五年九月一日、フェリーペ二世の治世で二度目の国庫破産

が布告され、王は金融業者への支払いを停止する。次に、スペイン王権の低地諸州における最高責任者である執政レケセンスが、一五七六年三月四日に、引き継ぎの手続きをとる間もなく急死したのである。「任命に」抗議したのに低地諸州へ派遣され、当初から耐えがたい（執政という）地位につかせられた彼は、「国庫破産の」布告には心が折れたとしばしば語っていたが、実際に彼の健康も壊れてしまい、ついに回復することがなかった。⁽⁸⁾当時ブリュッセル中央政府の財政状況がいかに危機的であったかは、このレケセンスの葬儀にかかる費用さえすぐには捻出できず、葬儀を数日延期せざるを得なかったことから窺えよう。

このレケセンスの予期せぬ死亡と、その後任が到着するまでに時間を要したこと、そして執政の権限を代行する国務評議会が無力だったことなどが、低地諸州の情勢に大きな変化をもたらした。国王政府のスペイン軍將兵への給与支払いはもともと滞りがちであったが、さらに長期にわたり支払いが停止してしまったのである。その結果、軍は政府の統制下から離れ、早くも三月から南部中核諸州で暴動を起こし始めた。

一方、そのころオランジェは、スペイン軍に攻囲されていたゼーラント州のジールリクサーを救おうと懸命な努力を続けていた。それにもかかわらず、同市は一五七六年六月三〇日、ついにスペイン軍の手に落ちたが、その直後からスペイン軍兵士およそ五三〇〇人は、自ら報酬を得ようと暴動に転じた。彼らはまず当のジールリクサーを略奪したあと、その矛先を隣接するフラーンデレン州に向ける。その中心都市の一つアールストも占領され、徹底的に略奪されたが、同市はブリュッセルから西方へわずか二四キロしか離れていなかった。略奪活動はさらに周辺一帯へと拡大していき⁽⁹⁾。

暴動兵たちは、四圍の敵意を肌で感じ孤立感を深めていたので、略奪物の宝庫であるとともに要塞としても使える、ブラーバント州の国際貿易都市アントウェルペンに照準を定めた。一月四日、日曜日の早朝、彼らはキリスト

磔刑圖と聖母子像を描いた軍旗を掲げて、スヘルデ川沿いの国際商都に襲いかかった。七日まで続いたこの「スペイン人の逆上」(Spanse furie)とは、約六〇〇の家屋が燃やされ、約八〇〇〇人の命が奪われ、すべての略奪物が同市から運び出されるのに三週間かかったといわれる¹⁰⁾。

このアントウェルペンの惨劇よりもずっと前から、南部中核諸州のカトリックの穩健派指導者層が、交渉により反乱二州との内乱を終わらせ、協力してスペイン軍を排除し、平和を取りもどそうとする試みを開始していた。その代表が、オランイエと目的を共有しつつも彼に強いライバル意識をもつ上級貴族アールスホット公フィリップ・ド・クロワ(一五二六〜九五)であった。また、終始国王側とオランイエ側の中間の道を歩もうとしたシャンパーニエ卿フレデリック・ド・ペルノ(一五三六〜一六〇〇)や、親オランイエ派のシント・ヘールトライ大修道院長ヤン・ファン・デル・リンデン(?〜一五八五)などがその協力者であった。

この和平交渉は、「スペイン人の逆上」以前の一〇月末頃すでに実質的な合意がなされ、「逆上」直後に「ヘントの和平」として正式に調印された。ブレダーでは決裂した和平交渉が、ヘントでは一気呵成に合意に達したのはなぜか。それは第一に、上述のとおり、これまで戦争による被害と無縁だった南部の中核諸州が直接スペイン軍の略奪を受け始めたためである。また第二に、フェリーペの命令を実行に移す責任者が不在となり、低地諸州の在地支配者層の側に自由裁量の余地と危機への即応という火急の要請が生じたためである。これまで国王政府の方針に従ってきた諸州の指導者層は、自らの意志で自発的に、ホラント、ゼーラント両州と和を講じ、ならず者と化した外国人兵らを取り除く決意を固めたのである。

オランイエの活動

和平交渉の見通しが開けつつも、戦争はまだ続いているという段階で、ホラント州とゼーラント州では、今のうちに相互の協力体制をしっかりと固めておこうとする機運が生まれた。オランイエはこうした作業の必要性を十分理解していたので、両州の協議が早まるよう圧力をかけるため、古い手を使った。つまり話し合いが始まらないなら州総督を辞任すると威嚇したのである。これは効果てきめんで、一五七五年六月、ホラント、ゼーラント両州議会は合同会議を開いて、相互援助同盟を結ぶことを決定した。細部の取り決めが最終的に決着したのは一五七六年四月のことであった。「ホラント・ゼーラント同盟」の成立である。一二つの州議会のあいだの関係だけでなく、オランイエと両州議会との役割分担についても明確化が図られ、すでに戦争の過程で指導権を確立していたオランイエは、明らかに自己の地位を強化することに成功した。⁽¹¹⁾

では、同じ頃、南部中核諸州でスペイン軍の暴動による被害が深刻さを増すなかで、オランイエはこの情勢の変化にどう対応しただろうか。

ここで紹介しておきたいのは一通の手紙である。その日付は「ヘントの和平」に先立つ一五七六年八月二三日であり、オランイエが当時のヘルデルラント州総督ド・イエルジュ卿ジル・ド・ベルレモン（？〜一五七九）に宛てて、外国人兵らを排除する側につくよう勧めたものである。⁽¹²⁾ ちなみに、この名宛て人の父は、低地諸州の反乱者をさす「乙食党」（ヘーゼン geuzen）という呼び名が誕生するきっかけを作った（「あの物乞い人ども」と執政マルハレータに囁いた）財務評議会議長シャルル・ド・ベルレモンである。

ド・イエルジュは、一五七二年に反乱側にくみしたアウデワーターテルの町を、軍を率いて容赦なく罰していた。それでもオランイエは、南フランスの自領オランジュ（オランイエ）公領から来た家臣たちが旅の途上で被った災難から

ド・イエルジュが救ってくれたことに言及し、それに対する感謝の言葉から手紙を書き起こしている。そして「この騒然たる悲惨な時代」に触れて、次のように述べる。

「しかし、われわれの罪をこのような方法で罰することを神が欲し、騒動と分裂と内乱を惹き起こした者らを、すべての誠実な人びとの一致・協力によって屈服させる代わりに、ますますいっそう増長させることを神が望みである以上、われわれはその神意に黙って従うほかありません。神意は、すべてのことを神の栄光へ、前もって定められた目的へと導くものだからです。とはいえ、私はひとこと付け加えずにはられません。それでも私は疑ってなどいないのです。そちら側の名士たちや州総督らの指導力や良き洞察によって、大いなる英知と熟達した手腕をもってすべてが統制され、最近また古い火の粉によってかき立てられた騒動が首尾よく鎮圧されて、待望された平和へとすべてが帰結するだろうということを。」

ここには、反乱の指導者に転じたあとのオランイエの手紙にしばしば登場するようになった考え方、つまり神の定めを受け入れつつ自助努力も怠らない、という心構えが表れている。手紙では続けて、現状を放置しておく、この国全体の滅亡につながるかねないと警鐘を鳴らし、全力を挙げてそれを阻止すべきことが説かれる。なぜなら「すべての君主、王、政府高官は、社会のため、公益のために造られ、その高位に据えられているのだから」である。のちの「国王廃位布告」（一五八一年）の序文の一節を予感させるような表現である。それはともかく、このあとオランイエの口調にはいっそう力がこもってくる。

「もしあなたがたが皆の同意のもと、相互抗争を排し、個人的恨みを晴らすことも忘れて、この例（社会と公益のために尽くすこと）に倣うならば、私は次のことを疑いません。すなわち、神の恩恵によって、あなたがたの高き、かつ永久の名誉と名声になるように、哀れなわが国 [nostre pauvre patrie] をすでにいわば全面的に覆

いつくしている恐るべき大嵐がたちまちにして平穏な状態に移行し、それが結果的に神への奉仕となり、王への崇敬へとつながり、各人の権利の保持に帰するであろうということを。もしも、その反対に、既定の道を歩み続け、国王を不快にさせないという口実で、——もっとも王はこの地に不在であり、ここで起こっていることを正しく知らされていないのですが——スペイン人たちの無礼な言動、恥知らずな行為、暴政などを大目に見、助長するのであれば、あなたがた自身がこの国の完全な滅亡と、万人の憎悪と、臣民の呪詛と、神の正当な報復とをきっと招いてしまうことでしょう。」

オランイエはさらに続けて、現状を放置するならば、父王カール五世の遺領が衰微するままに放置されたことにならずにフェリーペ王が気づいたときには、必ずや責任者たちの不適切な対応に腹を立て彼らに報復されるだろう、とさえ述べている。

オランイエは、この手紙のなかで、フェリーペ自身は善良な君主であり、奸臣たちから誤った情報を知らされているだけだ、という虚構の上に立っている。なぜ虚構かといえば、すでに前年の一五七五年一〇月のホラント州議会で、その専制政治ゆえにフェリーペ王を廃位することが相談され、同王自身が法的に認められた限界を踏みはずした暴君であるとの見解が示されていたからである。⁽¹³⁾

以上の手紙は、この時期オランイエが多くの人びとに書いたり直接語りかけたりしたことを窺い知るための手がかりの一つといえよう。ともあれ、この手紙による説得の甲斐あって、ド・イエルジュは、二ヵ月後の「ヘントの和平」の直前に同僚に宛てた書簡のなかで、実際に外国人兵らに立ち向かい全国議会側に身を置くことを伝えている。オランイエの努力はむだではなかった。

第二章 ヘントの和平成立以降

ヘントの和平の成立とその内容

さて、レケセンス死後、執政の職務を代行していたのは国務評議会だが、深刻化する事態に対してはなすすべもたなかった。九月四日、この国務評議会のほとんどすべての成員が突然逮捕される。命令したのはいったい誰だったのか。正確なことは不明だが、今や主導権を握っていたのは、禁を犯して自発的に集会していたブラーバント州議会であった。そしてこの州議会が、国務評議会の成員数名を釈放して、執政の代行機関による要請という合法的手順を装いつつ、全国議会開催の招待状をホラント、ゼーラント以外の諸州に発送させたのである。すると一〇月には、ルクセンブルクとリンブルヒュを除く南部諸州の代表が実際にブリュッセルに参集し、その直後、北部で唯一ユトレヒト州の代表も到着した。こうして開催されたいわば応急的な「全国議会」が、反乱二州との和平交渉を決議する。

K・W・スワルトによると、南部諸州の指導者層に決定的な一歩を踏み出すよう、下から突き上げていたのが各都市の市民たちの活発な動きであり、その背後にはオランイエがいたという⁽¹⁴⁾。オランイエがどのような工作をしたのかは定かでない。だが、恐るべきスペイン軍の暴挙を前にして、一五七二年以降一貫してその軍隊と戦い続けて屈しなかったオランイエが、今や導きの星としてさまざまな階層の人びとから期待を寄せられていたことは確かであろう。

また、スペイン軍の暴動のただなかでは、各地の支配者層は自己防衛に努めるほかなかったが、なかにはヘントのように、国王の公然の敵である反乱二州にいち早く軍事支援を求めた都市もあった。もちろんオランイエはこれに援軍を派遣した。オランイエ側がこのヘントを和平交渉の場として受け入れたのは、自己の軍隊によって守られていて比較的安全だったからでもある。

オランイエは、自身の「頭脳委員会」のなかでとくに信頼をおくカルヴァン派のマルニクス・ファン・シント・アルデホンデ（一五四〇〜九八）を交渉の責任者としてヘントへ派遣した。全国議会側代表団には三たびあのレオニヌスの姿が見られた。一〇月一九日に始まった交渉は、ブレダー和平交渉という叩き台がすでにあったおかげで急調子で進み、同二八日には早くも合意文書が作られた。各州議会の代表団からそれぞれ何人かが派遣母体にそれを持ち帰った。そしてアントウェルペンの惨状が一刻伝わるなかで仕上げの手続きがおこなわれ、一月八日、ホラント、ゼーラントの代表も同席するなかで、ついに「ヘントの和平」の合意文書に調印がなされた。「和平探求者」たちの勝利である。

「ヘントの和平」は全部で二四条からなっている。では、その合意内容は具体的にどのようなものだったか。⁽¹⁵⁾

まず、この条約に加わっている諸州の住民のあいだで、これまで起こったことは、すべて許され忘れられること（第一条）。両派は、二度と仲たがいのない友情と和平を保ち、スペイン軍およびその他の外国人を一致協力して低地諸州から駆逐すること（第二条）。スペイン軍撤収後すみやかに全国議会が招集されること。その構成は、亡き皇帝カールが現国王に低地諸州の統治権をゆだねた際の全国議会（すべての州議会の大同会議、一五五五年）と同じであること。ホラント、ゼーラントの宗教問題については、いずれ改めて開催される上記の全国議会において解決されること（つまり当面、ホラント、ゼーラントではカルヴァン派、その他の州ではカトリックという現状が維持されること）（第三条）。低地諸州の住民はどこへでも行きたいところへ行けるし、どこで商売してもかまわないが、ホラント、ゼーラントの住民は、他の地域でおおやけの秩序を脅かしたり、カトリック教徒に苦痛を与えたりしてはならないこと（第四条）。他方、異端取締令は中止され、異端者の逮捕・拘禁などはなされないこと（第五条）。州総督としてオランイエ公がホラント、ゼーラントに有している支配権が容認されること（第六条）。現在その支配下のない両州内の諸都市が支配を受け入れる際には、宗教問題のような重要点についてオランイエ公は「補償」(satisfactie)

を与えること（第七条）。財産を没収された者へは財産が返還されること（第十条以下）。

そして以上の合意はすべて「国王陛下のため、この国々の繁栄と一致団結のため」（第三条）にほかならなかった。ここでもまた、悪いのは国王ではなく、まちがった情報を国王に伝えている奸臣たちのほうだとの虚構——オランジェのド・イエルジュ宛ての手紙にも表れていた——が維持されていることに留意しておこう。正統君主に対する「反乱」は、十六世紀人にとっては「許されざる、罪深い、必ず禍いの種になる行為とみなされた」⁽¹⁶⁾ので、オランジェらは協力者をふやすためにもけっしてこの言葉を使わなかったし、国王を直接攻撃することも避けていた。

フェリーペ二世は遠く離れたスペインにおり、通信・交通手段が未発達で、今起こりつつあることが王の耳元に届くにも、またそれに対応した王の命令が届けられるにも日数がかかった。加えて、王はもともと熟考をへて結論に至り書類に署名するまでに時間がかかる質でもあった。そうした当時の環境のもとで、王の意志を体現した人物が不在となれば、多くの人びとの生命と財産を守るには、各地の支配者層がおのの自己の判断で動くより仕方がない。とどのつまり「ヘントの和平」は、「異端者」への譲歩をいっさい認めないフェリーペ二世の意志とは無関係に締結されたのである。

また、宗教問題に関して、反乱二州だけがカルヴァン派で他のほとんどの州がカトリックという現状が追認されたのは、合意を急ぐための難問の先送りにすぎない。カルヴァン派側もカトリック側も、自己の都合のよいように、将来開かれるはずの本格的な全国議会での決着を夢想していた。カトリック諸州のほうは、自分たちが圧倒的多数を占めているので、いざれ反乱二州の宗教は否定されるだろうと楽観していた。他方反乱二州は、全国議会は全会一致でなければ決定が下せない⁽¹⁷⁾ので、自分たちの宗教は維持されるだろうと予想していた。

フェリーペ二世自身がこの「ヘントの和平」に今後どう反応するかが一番の焦点であったが、当面肝心なのは、カ

ルヴァン派に対する迫害の恐れが本当に無くなり、逆にカルヴァン派のカトリック教徒に対する攻撃も為されない、という約束された状況が本当に続くかどうかであった。「和平探求者」たちは、きわめて危ういバランスの上に立っていた。

北部諸州の追加調印と反乱側の内部強化

ところで、一月八日時点では、反乱二州以外の北部諸州の多くはまだ「ヘントの和平」に調印しておらず、それぞれいくぶん遅れて和平体制に加わることになる。全国議會を支持したくないとか、ホラントおよびゼーラントの動きを見極めたいとかいった理由によるのではなく、どの州にも実情的な事情があったからである。⁽¹⁸⁾

ただし先に例外から述べておくと、上記のとおりユトレヒト州だけは、「ヘントの和平」調印より前にブリュッセルに代表団を送り、実際に調印当日、公式の成員として調印に加わっている。同州は、ユトレヒト市外のフレーブルヒュ要塞に駐屯するスペイン軍の脅威に晒されており、南部諸州と問題を共有していたからである。ちなみにこのスペイン軍は、周辺諸州および諸都市の支援を得て、一五七七年二月一日に排除され、ただちにユトレヒト市民軍がこの要塞を占拠している。

さて、その他の北部諸州である。まずヘルデルラント州は、四つのきわめて自立性の強い地域から構成されており、そのため州次元の決定にはつねに時間がかかった。代表団がブリュッセルの全国議會に初めて出席したのは二月一日であった。同様に有力都市間で足並みがそろわないオーフェルエイセル州は、翌七七年五月二十九日にやっと代表団を全国議會に送っている。フリスラントとグロニンゲンでは、両州のスペイン人州総督ガスバル・デ・ロブレスが、国務評議會や全国議會からの手紙を握りつぶしていたので、ほとんど和平交渉の機軸の外に置かれていた。彼が

一月二三日にスペイン兵らによって捕縛されたあと、フリスラント州議会は七七年一月に「ヘントの和平」を受け入れた。グローニンゲン州では、対立する都市グローニンゲンと周辺農村地帯オンメランデンのうち、結局農村部の代表だけが、七六年二月二四日にブリュッセルの全国議会に出席している。

このようにして、曲がりなりにも低地諸州の大半の州が「ヘントの和平」に参加し、一定の宗教的自由を受け入れ、協力してスペインの軍事力に対抗することになったのは、オランイエにとってはまさに年来の願望がかなった瞬間であった。和平調印直前の一月四日付、義弟フォン・シュヴァルトブルク宛ての手紙のなかで彼は、この和平成立が「これまでほとんど誰からも見捨てられていたこの哀れな国と人びとに示された、格別の、言い表しようもない神の恩恵」だったと述べている。⁽¹⁹⁾

しかしオランイエは、和平を心から望みながらも、戦争再開の可能性もつねに考慮に入れていた。とくに後述する新執政ドン・ファンへの警戒心から、自己の勢力下にある諸州の態勢強化に乗り出す。すなわち、ホラント、ゼーラント両州のなかで依然としてスペイン王権への忠誠を守り通して、いわば「トロイの木馬」になりかねない若干の都市を、自己の支配下にしっかり組み入れようと全力を傾けたのである。⁽²⁰⁾「ヘントの和平」第七条には、上述のとおり、諸都市がオランイエの支配を受け入れる前に合意を結ぶべきことが記されているが、その際オランイエはしばしば、まず当該都市に軍事的圧力をかけ、交渉に応じるとわかると、いつもの穏健な態度にもどった。

まず、ジーリックセーとアウデワテルは、叙上の規定に関わりなく、単純に、オランイエの軍隊によって再占領された。ジーリックセーはスペイン軍による攻囲に屈していたが、この町で奪えるものを奪い尽くしたスペイン軍は町を出てフラーンデレン州に移動していた。一月七日頃、フォン・ホーエンローエ率いるオランイエ軍が入城し、町は再び反乱側のものとなった。カルヴァン派牧師が舞いもどり、おそらくカトリック教の礼拝が禁止されたとみら

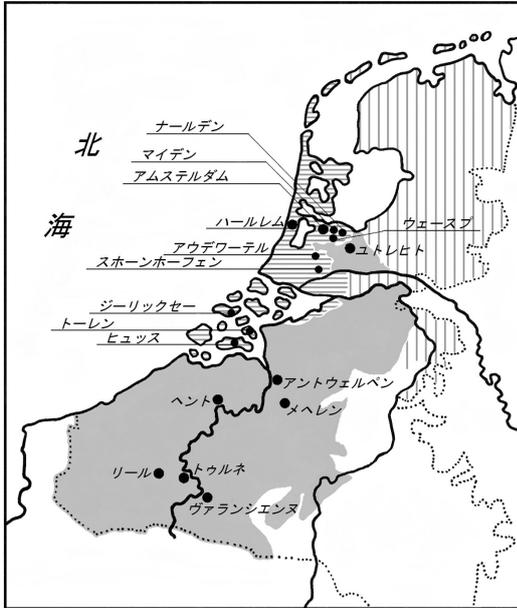
れる。一五七二年に反乱側に加わったもののすぐに政府軍に奪回されていたアウデワテール（ちなみに当時はホラント州、現在はユトレヒト州。人道的施設「魔女の秤」^{はかり}で有名）は、一月三日にオランジェ軍に占領され、改めて反乱側に移った。このあと兵士たちが聖画像（カトリック信仰を象徴する神や聖人などの彫像・絵画など）を破壊したとの情報もあり、翌年には一人のカルヴァン派牧師が町にもどってきている。

戦略上重要な位置を占めるナールデンでは、初めて前もって協議と合意がなされた。いわゆる「補償条約」(verdrag van satisfactie) が結ばれたのである。一五七七年一月一日に成立した合意は、この町ではカトリック教が維持されること、とはいえ、いかなる宗教上の強制もおこなわれないこと、と定めていた。

次に、かつてスペイン軍の長期間の攻囲に応戦しつつも最終的に屈服していたハールレムである。当時この町は、市内には金品を無心するワロン人駐屯軍、市外には町を封鎖しようとするオランジェ軍という二重の苦難に直面していた。ハールレムに対する攻撃をやめるよう全国議会が求めてもオランジェは妥協しなかった。長い交渉の末、ついに一五七七年一月二二日、オランジェはハールレムと補償条約を結ぶことに成功する。その内容は、カトリック信仰の自由が認められること、駐屯軍は置かれず市民隊が町を守ること、市政府の陣容は当面変えないことなどで、総じてハールレムにとって受け入れやすいものだった。ただ一点、市当局の意に反していたのは、カルヴァン派が市内の一教会（パーケネッセルケルク）の使用を許されたことであった。

ハールレムに続いてオランジェが補償条約を結んだのは、ウェースプ（一五七七年一月二九日）、スホンホーフェン（二月二〇日）、ヒュッス（三月二二日）、トールン（四月一七日）であった。四都市ともハールレムとは異なり、カトリック教の排他的独占権が、宗教上の査問は停止されるものの、承認された。三月、ヒュッスでは、ハールレムにならってカトリックとプロテスタントの共存を認めるようお願い出た一人の仕立屋が町から追放されている。カ

ヘントの和平



「ヘントの和平」に直ちに参加した諸州（ユトレヒト、ブラバント、フラーンデレン、エノー、ワロン・フランドル、ナミュール、トゥルネ、メヘレン、アルトワ）

ホラント・ゼーラント同盟

「ヘントの和平」に後から参加した諸州（フリスラント、グローニンゲン、ドレンテ、オーフェルエイセル、ヘルデルラント）

1576～78年にオランダ側に組み入れられたホラントとゼーラントの諸都市

出典：S. Groenveeld e.a., *De kogel door de kerk?*, Zutphen, 1983, blz. 126 および *Id., De Tachtigjarige Oorlog*, Zutphen, 2008, blz. 104 を基に筆者作成

トリック信仰を守り抜きたい市当局の固い決意が窺えよう。

最後にアムステルダムである。この北部最大の商業都市の市政府は、一五三五年の再洗礼派の暴動と、一五六六年のカルヴァン派による聖画像破壊という苦い経験から教訓を得て、権威に刃向かういかなる運動にもきわめて抑圧的であった。あくまでもフェリーペ二世に忠誠を誓い、カトリック教のみにこだわった。補償条約の締結までは延々と一年以上の交渉が続いたが、ユトレヒト州議会が仲介の労をとったこともあり、ついに一五七八年二月八日、オランダは、アムステルダムと補償条約を結ぶことができた。その内容は、アムステルダムはカトリック都市にとどまる

こと、しかしプロテスタントも安全に暮らせること、つまり市外の説教集会なら自由に参加できること、市の防衛隊はオランダに忠誠を誓う市民から構成されること等々であった。

少々出来事の推移を先取りすることになるが、この最後に結ばれた補償条約が、実は最も早く破

られてしまう。同年五月二十六日、ホラント州議会の方針に従わないアムステルダム市政府の面々が逮捕・追放され、この機に乗じてカルヴァン派も主だったカトリック聖職者を追放して代表的な教会を占拠したからである。その他の都市の補償条約も、この一五七八年中にはほぼ同様の運命をたどった。後述するジャンブルーの戦い（七八年一月末）で議会軍が国王軍に敗れた結果、「ヘントの和平」体制が動揺し、宗教的分極化が進み始めていたからである。

第三章 和平体制維持のための努力

執政ドン・ファンと執政マティアス

さて、その後レケセンスの後任選びはどうなったか。低地諸州の執政にはアルバの前任者までのように国王の血縁者が望ましいという、スペイン宮廷内の穩健派顧問官たちの助言に、このたびはフェリーペも従った。王が新たに選んだのは、腹違いの弟ドン・ファン・デ・アウストリアであった。レパント海戦勝利の際のキリスト教側連合軍の総司令官であり、飽くことを知らぬ野心家でもあった。彼は低地諸州の複雑に込み入った状況のなかで、はたして慎重に身を処していくことができるだろうか。

ドン・ファンは、すみやかにフランスを通過して低地諸州まで行けるように、スペイン貴族の使者と素性を偽って旅を続け、当時王党派の拠点であり「ヘントの和平」にも不参加のルクセンブルク（内陸農業社会でカトリックの伝統に忠実）に、一五七六年一月三日に到着する。早速表敬訪問にやってきた全国議会の和平推進派の代表たちは、執政として迎え入れるためには、スペイン軍の国外退去と「ヘントの和平」の承認が欠かせないと要求する。今回もドイツ皇帝の仲介があったこと、意外にもドン・ファンがこれらの条件を全部呑んだことによって、全国議会との合

意が成立する。合意事項は、一五七七年二月二日に「永久令」(Bewig Edict) の名で公表された。

しかし、この交渉過程で、カトリック教のみの堅持という一点を譲らないドン・ファンに対し、全国議会側代表団は決着を急ぐため、カトリック教が「すべての場所であつね」(overal en alrijd) 維持されるという短い一節を受け入れてしまった。⁽²¹⁾ これは、いずれ一五五五年のような完全な形で開かれるはずの特別な全国議会で議せられるべきことを、先回りして決めてしまったようなものである。しかもその全国議会は、自発的ではなく、執政の命令によって召集されると「永久令」では規定されていた。⁽²²⁾ 以上の二点に反発したホラント州およびゼーラント州は、ただちに代表団を全国議会から引き上げ、「永久令」に署名しなかった。オランジェもまたこの「永久令」を認めなかった。

オランジェは、ドン・ファンが次の執政に決まってから、この人物は危険だと言いつづけてきた。それどころか、全国議会に対して、ドン・ファンを逮捕して人質にとるべきだと提案しさえしている。また、多数の政治宣伝文書を書き流し、ドン・ファンに対する敵意が強まるようしむけてもいた。スペイン軍の国外退去と「ヘントの和平」の承認という、高いハードルをドン・ファンに突きつけるよう働きかけたのもオランジェだといわれる。⁽²³⁾

しかしドン・ファンは「ヘントの和平」を実際に承認し、スペイン軍の撤収にも着手した。低地諸州にとってこれまで大きな負担になってきたスペイン軍は、一五七七年春に国外に去った。ドン・ファンがブリュッセルに迎え入れられ、晴れて執政となったのは五月一二日であった。とはいえ、その後もドン・ファンの地位は不安定なままであった。彼は兄王フェリーペ二世に意気消沈した手紙を何通も書き送っているが、なかでも五月三一日付の手紙の一節では、「当地の人びとは彼(オランジェ)によって魔法にかけられたも同然です。人びとは彼に愛情と畏敬の念をもっており、彼の支配に従うことを望んでいるのです。⁽²⁴⁾」と記していた。

実はドン・ファンには密かに思い描く壮図があった。レパント海戦でイスラム教徒を撃退したキリスト教世界の英

雄である彼は、さらなる栄光を求め、まず低地諸州、ついでフランスの「異端者」を打ち破り、さらに異端の女王エリザベスのイングランドを打倒するという雄大な計画を心に描いていたのである。⁽²⁵⁾辛抱しきれなくなったドン・ファンは、勝手に強硬手段に切り替えることに決めた。一五七七年七月二四日、彼は武力を用いて、つまり手元に残されていたドイツ人傭兵を使って、ブリュッセルとルクセンブルクを結ぶ線上にある要塞都市ナミュールを占領する。堅固な出撃基地を確保するためである。だが、これは現下ではやってはならない最も軽率な行為であった。こうして、ドン・ファンは信用できないと警告し続けてきたオランイエの疑惑のほう为正しかったことが証明された。⁽²⁶⁾

ドン・ファンは低地諸州の全住民に無条件の服従を要求する一方、フェリーペには、スペイン軍を送り返してくれるよう要請した。スペイン王権側は、ちょうどこのとき軍隊再派遣が可能な状況に変わっていた。その理由の第一は、オスマン・トルコとのあいだに休戦条約が成立し、それが毎年夏に更新される運びとなり、地中海方面での戦いに区切りがついたことである。第二は、新大陸での銀精錬法の革新にともないスペインに運び込まれる銀の量が飛躍的に増大したことである。とくに一五七七年八月一八日には大量のアメリカの貴金属がセビーリヤに到着している。そのおかげで王は金融業者への支払いを再開することができた。

一方、オランイエは、以前からブリュッセルの市民運動（後述）に後押しされ、ブリュッセルに来て助言者の役割を果たすよう懇請されていたので、そのタイミングを計っていた。そしてついに一五七七年九月、全国議会の招きに応じ、ホラントとゼーラント両州議会の了解も得て、まずアントウェルペンに向かい、そして二三日、実に十年ぶり
でブリュッセルに凱旋入城する。ブリュッセル市民はオランイエをまるで君主であるかのように歓呼して迎え入れた。
それはまさにオランイエにとって人生最良の日であった。⁽²⁷⁾

また同じ頃、オランイエは、反乱以前に務めていたユトレヒト州総督の地位も取りもどしている。数年間その地位

は空席になっていたが、ドン・フアンのナミュール占領による情勢変化と、ホラント州から財政援助を得たいユトレヒト州の要望とが合わさって、停滞していたオランイエとユトレヒト州との交渉を前進させ、一〇月九日に補償条約が結ばれたからである。ローマ・カトリック教が妨害されず、反対に異端取締令も停止されるという条件で、オランイエの州総督再任が認められたのである。

ドン・フアンの突然の翻意で期待を裏切られたアールスホットら和平推進派は、一二月七日、やむなくドン・フアンを国家の敵と宣言する一方、翌日には以前から交渉していたオーストリア・ハプスブルク家の大公マティアス(當時一九歳、のちの神聖ローマ皇帝)を新たに執政として招聘することを明らかにした。マティアスは、フェリーペの従弟である神聖ローマ皇帝マクシミリアン二世とフェリーペの妹マリアとの子であるから、フェリーペの甥ということになる。和平推進派は、国王フェリーペとの決裂だけは回避したいと考え、このような選択をした。

アールスホットらは、オランイエに反乱二州の支配権を認める用意はあったが、その権力が全州に及ぶことには反対だったので、マティアスがよい重石になってくれることを期待していた。しかし、新しい執政が告知されると、ブリュッセル市民たちがただちに声を上げる。その声はブラーバント州議會を動かし、オランイエをブラーバント州の「リュワールト」(ruward)君主不在時の代理として州総督に似ているが、より強い権力をもつ)に任命する決議につながり、全国議會もこれを承認した。同様に市民たちの突き上げにより、マティアス到着後オランイエは、「執政代理」としてすべての権限を掌握することにもなった。結果、マティアスは、いわば儀式のための要員、または「オランイエの書記」のような存在になってしまう。⁽²⁸⁾

さらにオランイエは、この機会をとらえて、新しい政府の形に関して次のような提案をおこなった。⁽²⁹⁾

列举していくと、まず、執政マティアスは、全国議會によって選出された国務評議會が同意しない、いかなる決

定もおこなってはならない。外国との条約締結や高級官僚・軍隊司令官の任命のような、かつて国王や執政が意のままに決定した事柄にも全国議会の同意を必要とする。なんびとも州総督の地位に、当該州議会の同意なしには就くことができない。全国議会も州議会も独自の判断で集会する権利を今後否定されてはならない。万人に関わる重要問題については、地域住民の意見を求めることなしに議会は決定をおこなってはならない。マティアスが就任時の諸条件を遵守せぬ場合、全国議会はマティアスに対して武器をとる権利を留保する。おおむね以上である。

これらの提案の狙いは何だったのか。マティアスという力量未知数の人物が、予期せぬ行動に出ることを前もって阻止しておくことが第一の目的だったのは確かだろう。しかし——ここからは私見にすぎないが——その狙いと並んで、一五七二―七六年の困難な時期を反乱二州の州議会とともに乗りきってきたオランイエの、議会に対する一定の信頼が土台にあってこそその提案だったともいえるのではなからうか。

この提案は当の全国議会での議論をへて実際に導入された。こうして新体制のもとで全国議会は広範な権限を行使するに至り、今やその同意なしにはいかなる重要決定もなされなくなった。そしてその構成員のなかには、再びホルント、ゼーラント両州代表の姿も見られた。

ところで、これらの成り行きを見つめていた英仏の支配者層は、オランイエの力量を正当に評価し始める。たとえば、低地諸州駐在のイングランド大使トーマス・ウィルソンは「オランイエ公ほど大きな権限を有し、あまねく敬愛され、非常に賢明かつ何事にも一徹で、(中略)いかなる失敗や逆境にも動じない人物はめったにおりませぬ」と言明している。⁽³⁰⁾ これまでオランイエの支援要請を真剣に考慮してこなかったイングランド女王エリザベス一世やフランス王弟アンジュー公フランソワなども、これまでの姿勢を改め、オランイエに敬意を払うようになった。とくにエリザベス女王は、ドン・ファンが英国への侵攻と女王の廃位を目論んでいるとの情報——伝えたのはオランイエ自身

か？―を得て、親オランイエの姿勢を強めた⁽³¹⁾。

ヘントのカルヴァン派

オランイエがなしとげたことはしかし、実質的なものというより、かなりの程度まで見かけ上のものであった。低地諸州全体の最高指導者になったオランイエは、ホラントとゼーラントで王権との戦いを指揮していたときほど成功を収めることができなかった。南部諸州では、地域間および身分間での対立がより深刻で、オランイエが対処すべき問題の数が多すぎたからである。⁽³²⁾

ドン・ファンがにわかになんか心変わりして敵に回ったあと、「ヘントの和平」体制の基本構造は、スペイン専制に対するカトリックとカルヴァン派の共同闘争、という形になった。この、もともと脆弱な和平体制を最初に揺るがしたが、一五七八年一月三十一日、ブリュッセルの南東三〇キロに位置するジャンブルー (Genbloux) において、全国議会軍がスペイン軍に急襲されて大敗を喫したことであった。その結果、中央政府と全国議会は安全のためブリュッセルからアントウエルペンに退却することを余儀なくされた。この敗戦の痛手をさらに深めたのは、このとき全国議会軍の主な将官ら―すべてカトリック教徒―が、ある婚礼に出席すべくブリュッセルにおもむいていて戦場に不在だったことである。一方、ドン・ファンが呼びもどしたスペイン軍には、フェリーペ二世の甥で、政治・軍事の両面に秀でたバルマ公アレックスサンドロ・ファルネーゼが副司令官として加わっていた。この国王軍側の勝利のあと、低地諸州南東部のレーフェンなどの諸都市は、自ら市門を開いて国王軍を迎え入れた。この王権側にたやすく鞍替えしがちな各都市の支配者層に対し、手工業者を中心とする市民層が徹底抗戦を貫く身分闘争を展開する。

ここで少し時間を遡って、ブリュッセルの市民運動について整理しておこう。「ヘントの和平」へと向かう交渉が

始まるに当たっては市民たちからの圧力も作用していた旨、すでに記したが、とくにブリュッセルの市民たちは、一五七六年末以降、請願と示威行動と威嚇によって彼らの反スペイン感情を露わにしていた。そしてドン・ファンがナミュール城砦を占領すると、ブリュッセル市政の第三構成員をなす九つの「ナーション」(natie 手工業者団体、ギルド)が主導権を握った。そして七七年九月には各ナーションの代表二名からなる「十八人委員会」が設立され、市の防衛を担うことになった。それと同時にこの委員会は、ブリュッセル市政府、ブラーバント州議会、ひいてはブリュッセルに参集する全国議会にさえ強い圧力をかけるようになったのである。³³⁾

このブリュッセルの範例にヘントもまた倣った。ヘントにはもともと、かつてカール五世によって奪われた市民の特権、市民による自治体制を取りもどしたいという根強い欲求があつた。一方、この町では反乱の初期からカルヴァン派教会がしっかりと根を張っていた。この二つが結びついたヘントの「十八人委員会」は、町の支配権を掌握すると、「ヘントの和平」の規定に違反してカトリック教徒を迫害し、カルヴァン派の独裁体制を築き上げていった。

「不寛容の砦」と化したヘントの革命的体制は、周辺諸都市にも輸出されていく。まず一五七八年二月一六日にはアウデナールデがヘントによって押さえられた。三月一〇日にはコルトレイクが占領され、同一五日にはヒュルストが、二〇日にはブルッヘも、ヘントの支配下に置かれた。またイーペルにもヘントの軍隊が姿を現し、十八人委員会が選出された。これらの都市では王権寄りと疑われた人びとが公職から追放された。こうして同年夏には、ヘントとその支配下にある諸都市で反カトリックの集団暴力が猛威を振るうことになる。

このような状況は、南部諸州のカトリック教徒らの和平体制への信頼を失わせるものであった。低地諸州の結束は重大な危機に瀕していた。

宗教和平の提案

オランイエがこの危機を乗り越え、低地諸州の結束を維持するためにおこなったのが「宗教和平」(Religionsfriedt)の提案であった。その忠実な協力者であったのが、ピエール・ロワズルール・ド・ヴィリエ(一五三〇頃～九〇)、ジャン・タファン(一五二九～一六〇二)、ガスパル・ファン・デル・ヘイデン(一五三〇～八六)といったオランイエの宮廷付き牧師たちだった。またこの頃、オランイエの食客的存在だったフランスのユグノー政治家・理論家のフィリップ・デュプレッシ・モルネ(一五四九～一六二三)も協力者の一人だった可能性が高い。⁽³⁶⁾

まず、カルヴァン派のドルドレヒト教会会議による請願という形で「宗教和平」案は提議された。同案は一五七八年七月二二日に国務評議会で承認され、執政マティアスの署名も得られた。これがさらに各州議会に送られ、賛同が求められたのである。

ドイツ語綴りの名称自体が、一五五五年の「アウクスブルクの宗教和議」の影響を窺わせる。かつて反乱以前のオランイエは、この方式を低地諸州にも応用して、宗教問題の解決を図ろうとしたことがあった。このたびの提案は、低地諸州のどこでも、カルヴァン派であれカトリックであれ、一〇〇家族以上がまとまって信仰の自由を求めればこれを認めるというものであった。したがって、大多数のカトリック諸州内のカルヴァン派信徒にも、カルヴァン派が支配権を握るホラント、ゼーラント両州内のカトリック教徒にも、等しく宗教的自由が与えられることになる。アウクスブルクの宗教和議では領邦ないし自治都市単位でルター派かカトリックかを選ばせる方式だったが、このオランイエ案では、この単位が一〇〇家族まで縮小されたともできよう。

しかし諸家の見解では、内容的にはこの「宗教和平」案は、ユグノー戦争(宗教戦争)下のフランスで一五七六年五月に発せられた「ポーリュー勅令」、通称「王弟殿下の講和」(La paix de Monsieur)にこそ範を求めたもので

あった⁽³⁷⁾。ここでいう王弟とは、今後「低地諸州の反乱」の行く末と深く関わることになるアンジュー公フランソワのことである。この講和では、プロテスタント（ユグノー）の礼拝がパリ以外の「フランス王国の、すべての都市、すべての場所において、時と身分の制限なしに」認められた。また、プロテスタントには八カ所の「安全保証地」が与えられ、各高等法院には「新旧両派合同法廷」が設けられることになった。要するに、プロテスタントに対し、カトリックとはほぼ同権といってよいほどの大幅な宗教的自由を認めていたのである⁽³⁸⁾。

この「宗教和平」を実現するために、オランジェは自己の主張の正当性の裏付けになる新たな文書を流布させる。『低地諸州への訓告』(Vermaninghe ende Raet voor de Nederlanden) である。これは、カルヴァンの異端迫害を批判したことで知られるセバステイアン・カステリヨが、ユグノー戦争中に匿名で発表した平和論・寛容論である。『悩めるフランスに勧めること』⁽³⁹⁾を、フランス特有の状況を論じた部分を省いてオランダ語に翻案したものである。実際に執筆したのは宮廷付き牧師のド・ヴィリエと思われる。オランジェの周囲を固めるカルヴァン派の知識人たちは、ヘントの戦鬪的カルヴィニストらとは異なる、宗教的多元性をも容認する穏健かつ融和的な人びとであった⁽⁴⁰⁾。

H・R・グギスベルクによれば、「一六世紀終盤から一七世紀前半にかけて、カステリヨの理念がきわめて幅広く受け入れられるようになるのは、オランダにおいてのみ⁽⁴¹⁾であった。オランダ共和国ほど、カステリヨの寛容論やカルヴァン批判が「人々を国民感情でも宗教的面でも一つに結び付けるのに決定的な貢献をした地域は他には見いだされない⁽⁴²⁾」という。

では、この「宗教和平」の提案に対する諸地域の実際の反応はいかなるものだったか。南部諸州の支配者層は、これはカルヴァン派拡大を図るための巧妙な仕掛けにすぎないときめつけた。とくに最南部のエノー、アルトワなどのワロン語（フランス語）諸州の反発が強かった。他方、ホラントとゼーラントでは、多くの犠牲を払った末にすでに

カルヴァン派の支配権がほぼ確立していたので、これは行きすぎた譲歩と映った。カルヴィニストたちは、今さらカトリックの権利を尊重する気などさらさらなかったのである。

過激なカルヴァン派の影響力が強いヘントでも、「宗教和平」は忌避された。とくに、一五七八年夏頃ヘントにやって来た最も攻撃的なカルヴァン派牧師であるペトルス・ダテヌス（一五三一頃～八八）は、オランイエの諸宗派共存体制に人びとを従わせまいとして、ある説教のなかでオランイエを次のように痛烈に批判した。すなわち彼は、「宗教を衣服の縁飾りのようなもののみなして安易にそれを取り替える」人物であり、「神や宗教ではなく国と実利を尊崇しているにすぎないから、もし自分の下着から宗教の臭いがしてくるのに気づくと、それを脱ぎ捨て、火のなかにくべて燃やしてしまうだろう。」⁽⁴³⁾ 事実だけ補足しておく、オランイエは生まれ故郷のドイツではルター派的環境で育ち、低地諸州の従兄の遺産を相続したあとはカトリック教徒として再教育され、反乱の指導者になった今はカルヴァン派を同盟者としていた。

オランイエはヘントの指導者層に道理を悟らせ、宗教的寛容を認めさせるべく、一二月二日に直接同市を訪れる。牧師ダテヌスは、オランイエ到着前にすばやく町から逃亡していた。オランイエは、「宗教和平」はこの国の繁栄と平和に欠かせないとの信念にもとづき、ひたすら説得に努め、その甲斐あって二七日、ついにヘントは「宗教和平」を受諾した。だが、その後の祝賀行事などをへて、オランイエが翌年一月一九日に最終的に町を離れると、指導者たちはたちまちカルヴァン派による排他的支配を復活させたのである。

他方、比較的混乱少なくこの「宗教和平」が実現した場所もあった。まず、もともとオランイエのお膝元というベキブレダーでは、「宗教和平」はさほどの異論もなく導入・適用された。そして北東部諸州では、たとえばユトレヒト市は七月三〇日にこの提案を受け入れ、そのおかげで新たに二つのプロテスタント教会が市内に礼拝所を確保した。

一つは使われていなかったフランチェスコ教会を手に入れたカルヴァン派、もう一つはエラスムスやカステリヨに近い考えの持ち主ハイベルト・ダイフハイス（一五三一〜八一）とその支持者たちである。そしてそれ以外のカトリック教会は従前どおりであった。

オーフェルエイセル州のデーフェンテルでは、「宗教和平」を根拠に礼拝所を要求するカルヴァン派に対し、一五七九年一月一日、市当局がオランイエとマティアスの助言に従い、一つの教会建物（またはやフランチェスコ会）を使用することを許した。同年一〇月一日、カルヴァン派は聖画像破壊をともなう実力行使によりもう一つの教会（聖母教会）を奪取する。しかしそれでも、その他のカトリック教会はこれまでと変わらず利用され続けた。

同州のズウォレでは、一九七八年二月一日、カルヴァン派が当局の意向に逆らってこの町の聖母教会を手に入れたが、その際、略奪や聖画像破壊はなされなかった。結果として、この町ではカトリックとカルヴァン派の両教会がともに公開の礼拝式をおこなうことができた。

いずれも、カトリック教徒が多数を占める地域のなかで少数派のプロテスタントが礼拝場所を獲得した事例であるが、それでも大半のカトリック教会はこれまでどおりで、実際に両宗派が共存する状況が生まれたのである。しかし全体としてみれば、やはり、このオランイエのいわば渾身の打開策提示は成功を収めたとはとうてい言い得ない。上記のとおり重要諸州ではほとんど見向きもされなかったし、例外的にいくつかの地点で実現した「宗教和平」も、このあと進行する宗教的分極化のため長続きしなかったからである。

さて、和平体制の終焉と反乱の次の段階への移行については、詳しくは続編に譲ることとし、ここでは予告的に要約しておこう。

ドン・ファンが兵士のあいだで流行していた疫病に自らも罹患し没したあと、執政職を引き継いだパルマ公は、軍

事力によって南部諸州の再征服を進めるとともに、すぐれた政治手腕を発揮して、最南部のエノー、アルトワなどワロン語諸州が結んだアラス同盟とフェリーペ二世との和解を実現した。一方ブラーバント州で活動するオランイエは、信頼できる協力者としてドイツから呼び寄せた弟ヨハンに北部諸州の事柄を一任したが、知らぬ間に熱烈なカルヴィニストに変身していたヨハンの働きにより、カルヴァン派色の濃いユトレヒト同盟が誕生する。その後、カトリック教徒の上級貴族でグローニンゲン州総督であったレンネンベルヒュ伯が意表を突いて国王側に転じたため、その他の北部諸州はこぞってカルヴァン派に舵を切り、カトリック教を禁止するに至る。こうして、若干の場所で実現していた「宗教和平」もすべて姿を消してしまうことになった。

おわりに

オランイエは、最初の妻アンナ・ファン・ビューレンを病気で失い、二人目の妻アンナ・フォン・ザクセンとはその不実を理由に離婚した。一五七五年、三人目の妻となったのが修道院を脱出してカルヴァン派に改宗していたシャルロット・ド・ブルボンである。二人のあいだには、次のような女兒が毎年誕生していく。長女ルイーズ・ユリアナ（一九七六生）。次女マリア・エリーサベト（七七七生）。三女カタリナ・ベルヒカ（七八八生）。四女シャルロット・フランドゥリナ（七九生）。五女シャルロット・ブラバンティナ（八〇生）。六女エミリア・セクンダ・アントウエルピアナ（八一七生）。

このうち、たとえばエリーサベトはイングランド女王に、カタリナはフランス王母（カトリーヌ・ド・メデイシス）にちなむなど、命名には両国から支援を呼び込みたいという願望、気配り、思惑が込められている。だとすると、ベ

ルヒ(ギ)カ、フランドゥリナ、ブラバンティナ、アントウエルピアナといった部分もまた、――実はこの三女以下の誕生地はすべてアントウエルペンなので――南部、その諸州、諸都市を全州の協力体制につなぎ止めておきたいという当時のオランイエの切実な願いがにじみ出たものと解釈できるかもしれない。いずれにせよ、この願いは結局かなわなかった。

妻シャルロットに関しては、もうひとこと触れておきたい逸話がある。「ヘントの和平」後、取りもどしたブレダーの先祖代々の城を住居として整えていたシャルロットが夫に手紙を書き、ブレダーでは宗教はどうしますか、と問うたとき、オランイエは「和平」によればブレダーを含むブラーバント州ではカトリック教が尊崇されるべきとある、と返信した。シャルロットはそのとおりにします、と約束したというのだが、ここにもまた、実現された和平体制を守り抜こうとするオランイエとその妻の基本姿勢を見ることができよう。⁽⁴⁵⁾

J・J・ウォルチェルは「ヘントの和平」とオランイエ公ウィレムについて、総括的に次のように述べている。

「われわれが受ける印象としては、融和を勝ちとろうとする努力においてオランイエはアールスホットやその協力者たちと非常に考えが近かったと思われる。しかし、オランイエはすでに一五六六年から王(フェリーペ二世)の非融和的態度をより正確に見定めていたので、つねに徹底的な抵抗を主張したのである。それはオランイエが闘争の勝者になったという意味ではない。彼の理想は、カトリックとプロテスタントがお互いを寛容し合う、低地全十七州を包摂する一つのネーデルラント国家 [een Nederlansche staat] であり、この理想に彼は到達しなかったのである。その原因は、王の頑固な態度であり、また戦闘的カルヴィニストたちの同様に非妥協的な態度であった。⁽⁴⁶⁾」

オランイエのちに暗殺されたあともなお、「宗教和平」に関する彼の考え方の正当性を訴え続けたのは、あのレ

1579年のオランジェウィレム



出典：E. A. van Berestejn, "Iconografie van Prins Willem I van Oranje", *Oudheidkundig Jaarboek*, 2de jg. (1933), afl. 3, XVII.

オニヌスであった。かつて王権側の交渉担当者であったレオニヌスは、宗教的には生涯カトリックにとどまりながらも、政治的には「ヘントの和平」崩壊後オランジェ陣営を最終的に選びとり、誕生しつつある国家の一体性の維持・増進のため労を惜しまず行動し続けた⁽⁴⁷⁾。

ブラーバント州議会が主導権を握り全国議会の決定によって達成された「ヘントの和平」体制は、実に短命に終わった。M・バールデによれば、和平はオランジェにとっては「反スペイン大連合に向けた大いなる第一歩」へとつながるものだったが、南部諸州の指導者層にとって重要だったのは「きわめて困難な時期を乗りきること、南部の軍事的混乱状態を沈静化させること、そして生きのびること」だったのであり、彼らはそのためには譲歩もするが、心の底では「低地諸州の状況をできるだけ早く古い軌道にもどし、君主の権威とカトリック信仰を回復・強化する」ことを願っていたからである⁽⁴⁸⁾。

とはいえ「ヘントの和平」は、議会による統治という、一五七二年にホラント州で始められた事例に次ぐ二度目の実験になった。低地諸州は、自分たちの君主が同時にスペイン王でもあるという、この地方だけの特殊な事情のもとにあった。遠いスペインに座する国王が介入しようにもできない状況が生じたとき、この実験は可能になった。その後、あくまでも王権を拒み続け、闘いを貫いた北部諸州において、その実験は継続の好機を得る。全国議会はいわば「北部に亡命した⁽⁴⁹⁾」のである。

一五八八年、ついに「議会議主権国家⁽⁵⁰⁾」オランダ共和国が独立への第一歩を踏み出すまで、繰り返されたさまざまな試行錯誤のうち、無視できない経験の一つが「ヘントの和平」だったのでないか。

北部の新生共和国の指導者たちにとって、十年余り前の議会による和平体制構築の企てが何らかの教訓を残したとすれば、「ヘントの和平」の経験はまったく無駄ではなかったといえるだろう。いずれこれまでの文章とともに一書に編むまでに、その点をきちんと根拠づけられるかどうか、慎重に検討していきたい。

次稿で述べるオランイエの生涯最後の逆風と苦闘の日々のなかで、中心的主題の一つになるのは、低地諸州の主権をカトリック教徒のフランス王弟アンジュー公へゆだねようとする彼の辛抱強い取り組みである。議会との協調や議会在主権を分有する国家を大理想としながらも、君主なき国家をどうしても思い描けなかったオランイエは、外国君主からの支援を勝ち取ることに執着した。それにともない、オランイエの権威と人気にも急速に陰りが生じていく。五十歳前後という早すぎる晩年を生きるオランイエを描き出すことで、オランダ「建国の父」についての伝記的叙述を締めくくりたいと思う。

注

- (1) *Opstand en Pacificatie in de Lage Landen. Bijdrage tot de studie van de Pacificatie van Gent*, Gent, 1976.
- (2) たとえばオランダの代表的史学誌の一つに以下の特集号がある。“Pacificatie en Polarisatie in de Nederlandse Opstand”, een speciaal nummer van het *Tijdschrift voor Geschiedenis*, 89 (1976), 297-444.
- (3) 川口博『ガンの和平』四〇〇年 — ネーデルランド『反乱』研究の動向 — 『西洋史学』第一〇八号、一九七八年、一八〇—一八三頁。本稿は表題を『ヘントの和平』四〇〇年」と改め、著書川口氏の論文集『身分制国家とネーデルランドの反乱』（彩流社、一九九五年）の第一章として再録されている。わが国におけるオランダ独立戦争史研究への同書の貢献については、櫻田による書評をご参照いただきたい（『史林』七九巻五号、一九九六年、一五五—一六一頁）。

- (4) 拙論『低地諸州の反乱』序幕期におけるオランジェ公ウイレム』『就実大学史学論集』第一九号、二〇〇四年、一〇四七頁。拙論「オランジェ公ウイレムの挙兵」同誌、第三二号、二〇一八年、一九〇四二頁。拙論「ホラントおよびゼーラントの防衛とオランジェ公ウイレム」同誌、第三三号、二〇一九年、一三〇三四頁。
- (5) S. Groenveld e.a., *De kogel door de kerk? De Opstand in de Nederlanden 1559-1609*, Zutphen, 1983², 121. R. van Stipriaan, *De Zuiver. Het leven van Willem van Oranje*, Amsterdam/Antwerpen, 2021, 449-450.
- (6) J.J. Wolter, *Tussen vrijheidsstrijd en burgeroorlog. Over de Nederlandse Opstand, 1555-1580*, Amsterdam, 1994, 70.
- (7) G. Parker, "The making of strategy in Habsburg Spain: Philip II's bid for mastery, 1556-1598", in: W. Murray et al.(eds.), *The making of strategy*, New York, 1994, 150. ウィリアムソン・バーニー他編著(石津朋之・永末聡 監訳)『戦略の形成(上)』中央公論新社、二〇〇七年、二九八頁。バーカーの新しいフェリーペ伝によれば、一五九一年、大臣の一人が王に、フランス、低地諸州、大西洋での軍事支出を減らすよう嘆願したところ、王はこう答えたという。「これらの戦いは停止せねばい事柄ではありませぬ。(中略) なせなら、これらの核心には、何ものにも優先すべき宗教が関わっているからです。」
- G. Parker, *Imprudent King. A New Life of Philip II*, New Haven / London, 2014, 95.
- (8) G. Parker, *The Dutch Revolt*, London, 1977, 170. ホラント語訳『*Id., De Nederlandse Opstand. Van beeldenstorm tot bestand*, Utrecht / Antwerpen, 1981, 163.
- (9) Groenveld e.a., *op.cit.*, 122.
- (10) *Ibid.*, 123.
- (11) *Ibid.*, 122. Van Stipriaan, *op.cit.*, 454-455.
- (12) G. Groen van Prinsterer, *Archives ou Correspondance inédite de la maison d'Orange-Nassau, première série, tome V*, Leide, 1838, 395-400. M.W. Jurriaanse, *Prins Willem van Oranje. Brieven*, Middelburg, 1933, 131-139. K・M・スワルトは、スペイン政府側にいく貴族や、その「祖国愛」に訴えて自らの陣営に引き入れられたことなどのことについて、この手紙を紹介している。K.W. Swart, *Willem van Oranje en de Nederlandse Opstand*, Den Haag, 1994, 109. (以下、Swart

- (1994) と略記) また、A・Th・ファン・デルセンも、そのオランイエ小伝の一節で、オランイエの慎重な配慮が窺える例としてこの手紙に注目している。A.Th. van Deursen, *Willem van Oranje. Een biografisch portret*, Amsterdam, 2016, 67.
- (32) Groenveld e.a., *loc.cit.*
- (33) K.W. Swart, "Willem van Oranje en de Nederlandse Opstand", in: C.B. Wels e.a.(red.), *Vaderlands Verleden in Velhoud*, dl.1, Den Haag, 1980, 121. (以下、Swart(1980) と略記)
- (34) オランダ語版のナキスマは注いで紹介した文献の巻末にある。"De Pacificatie van Gent", in: *Opstand en Pacificatie in de Lage Landen*, 353-359. 英訳題もある。E.H. Kossmann and A.F. Mellink (eds.), *Texts concerning the Revolt of the Netherlands*, London, 1974, 126-132. なお、歴史学研究会編『世界史史料』岩波書店、第五卷(二〇〇七年)の三〇三頁の「第四条と第五条のみが全文紹介されている(拙訳)」。
- (35) Kossmann and Mellink (eds.), *op.cit.*, 1.
- (36) Groenveld e.a., *op.cit.*, 126.
- (37) J.J. Wolger, "Het Noorden en de Pacificatie van Gent", in: *Opstand en Pacificatie in de Lage Landen*, 91-92.
- (38) A.A. van Schelven, *Willem van Oranje*, Haarlem, 1933, 228. Jan en Annie Romein, *Erflietters van onze beschaving*, Amsterdam, 1979¹², 121.
- (39) Wolger, "Het Noorden en de Pacificatie van Gent", 83-87.
- (40) Groenveld e.a., *op.cit.*, 128-129.
- (41) *Ibid.*, 129.
- (42) Swart(1980), 122.
- (43) L.P. Gachard, *Correspondance de Guillaume le Taciturne*, III, Bruxelles, 1851, lxiii.
- (44) Groenveld e.a., *op.cit.*, 128.
- (45) Swart(1980), 123. Swart(1994), 129. アールスホットら曰「賭け馬やまちがえたことには気づいた」。Van Stipriaan, *op.cit.*,

- (72) J.W. Berkelbach van der Sprenkel, *Oranje en de vestiging van de Nederlandse Staat*, Amsterdam, 1946, 168.
- (73) Van Stipriaan, *op.cit.*, 510.
- (74) Swart(1994), 136. Kosmann and Mellink (eds.), *op.cit.*, 141-144.
- (75) Swart(1980), 123. Swart(1994), 108.
- (76) *Ibid.*, 133.
- (77) Swart(1980), 124.
- (78) J.J. Woltjer, *Op weg naar tachtig jaar oorlog. Het verhaal van de eeuw waarin ons land ontstond*, Amsterdam, 2011, 430.
- (79) 川口博「レントのカルヴァン派独裁（一五七七—一五八四）」『史林』六二卷三号、三五〇—三八一頁、参照。著者川口氏の
前掲論文集の第四章としても再録されている。
- (80) Woltjer, *op.cit.*, 431.
- (81) Van Stipriaan, *op.cit.*, 520.
- (82) M.E.H.N. Mout, "Tolerantie in de zestiende eeuw", in: *Willem van Oranje. Om vrijheid van geweten*, Amsterdam, 1984, 14. Van Stipriaan, *op.cit.*, 521.
- (83) ジョルジュ・リヴェ（二宮宏之・関根孝子 共訳）『宗教戦争』文庫クセジュ、一九六八年、二五頁。木崎喜代治『信仰の運
命 — フランス・プロテスタントの歴史』岩波書店、一九九七年、三四—三五頁。
- (84) カステリオン（二宮敬 訳）『悩めるフランスに勧めること』『世界文学大系74 ルネサンス文学集』筑摩書房、一九六四年、
二七五—二八二頁。
- (85) W. Nijenhuis, "Varianten binnen het Nederlandse Calvinisme in de zestiende eeuw", *Tijdschrift voor Geschiedenis*,
89 (1976), 363-365.

- (41) ハンス・R・グッキスベルク (出村彰 訳) 『セバステイアン・カステリヨ』新教出版社、二〇〇六年、三二三頁。
- (42) 同、三三四頁。
- (43) P.J. Blok, *Willem de Eerste. Prins van Oranje*, II, Amsterdam, 1920, 128.
- (44) Woltjer, "Het Noorden en de Pacificatie van Gent", 94-95.
- (45) Van Stipriaan, *op.cit.*, 500-501
- (46) Woltjer, *Op weg naar tachtig jaar oorlog*, 447. 引用した文章の原型は、すでに「レントの和平」四〇〇周年に書かれた同著者の各論文 "De Vrede-makers" と見られる (*Tijdschrift voor geschiedenis*, 89, 1976, 320)°。なお、ファン・デールセ
ンもまた同様の言い回しを用いている°。Van Deursen, *op.cit.*, 73.
- (47) J. Roelink, *Een honderdtal brieven uit de correspondentie van Elbertus Leoninus*, Nijkerk, 1946, 65, 71, 83, 94, 101.
- (48) M. Baelde, "De pacificatie van Gent in 1576: Hoop en twijfel in de Nederlanden", *Bijdragen en Mededelingen betreffende de geschiedenis der Nederlanden*, dl.91(1976), afl.3, 385-386.
- (49) S. Groenveld, *Facetten van de Tachtigjarige Oorlog*, Hilversum, 2018, 18. なお、グルンフェルトはこの論文集のなかでオランダ独立戦争を「守旧的」な動きではなく議会が成熟した政府へと構造変化していく「進歩的」過程と捉えている (330)°。
- (50) 川口、前掲書、三二—三七頁。